



改めて知りたい 「独占禁止法」

購買的観点からの解説

目次



1	独占禁止法の基本概念と目的	P.3	7	購買担当者が注意すべき独禁法違反行為	P.11
2	独占禁止法違反の統計分析	P.4	8	購買観点でリスクとなる事件事例	P.12-13
3	独占禁止法の歴史的変遷	P.5-6	9	独禁法違反の法的・経営的リスク	P.14-15
4	2019年独占禁止法改正	P.7	10	独禁法コンプライアンスのポイント	P.16-17
5	購買活動に関連する独禁法の主要規制	P.8	11	独占禁止法の将来展望	P.18
6	優越的地位の濫用の判断要件	P.9-10	12	世界各国の独占禁止法比較	P.19-20
			13	まとめ	P.21

独占禁止法の基本概念と目的 購買的観点からの解説



独占禁止法とは

自由競争を促進し、公正な取引環境を確保するための法的枠組み
正式名称：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

主な目的

- 1 公正かつ自由な競争の促進**
市場における競争原理の維持と促進
- 2 不公正な取引方法の禁止**
優越的地位の濫用、カルテル等の防止
- 3 消費者利益の保護**
競争によるイノベーション促進と価格の適正化

購買活動との関連

企業の購買活動は、取引先との関係性において独占禁止法の規制対象となる場合がある
→ 適切な購買慣行の確立が企業のコンプライアンス上極めて重要

参考資料：

公正取引委員会公式ウェブサイト
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）：昭和22年法律第54号

独占禁止法違反の統計分析 過去5年の違反申告・処分の動向

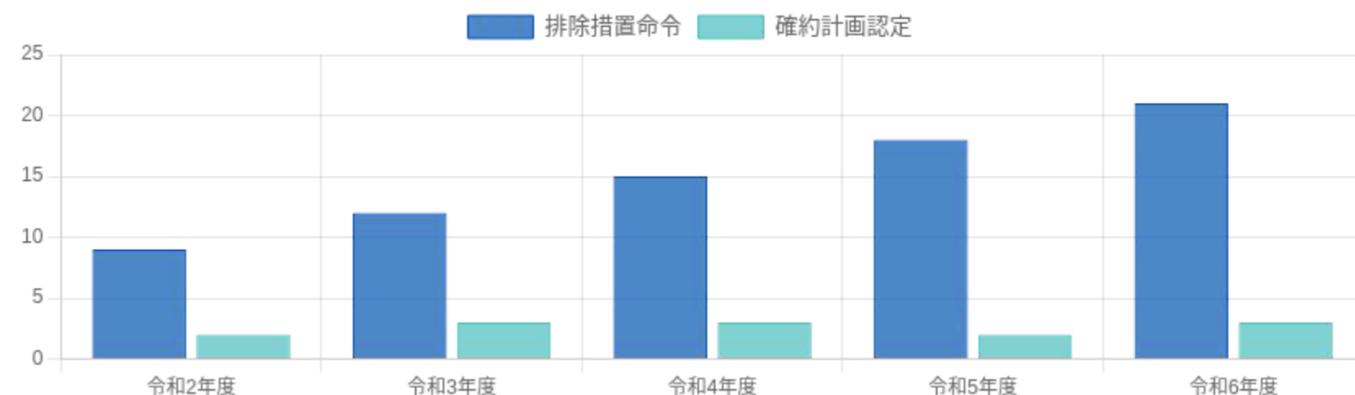
法的措置件数等の推移

排除措置命令21件の内訳：

価格カルテル：4件 入札談合：6件 受注調整：6件 不公正な取引方法：5件

確約計画の認定：3件

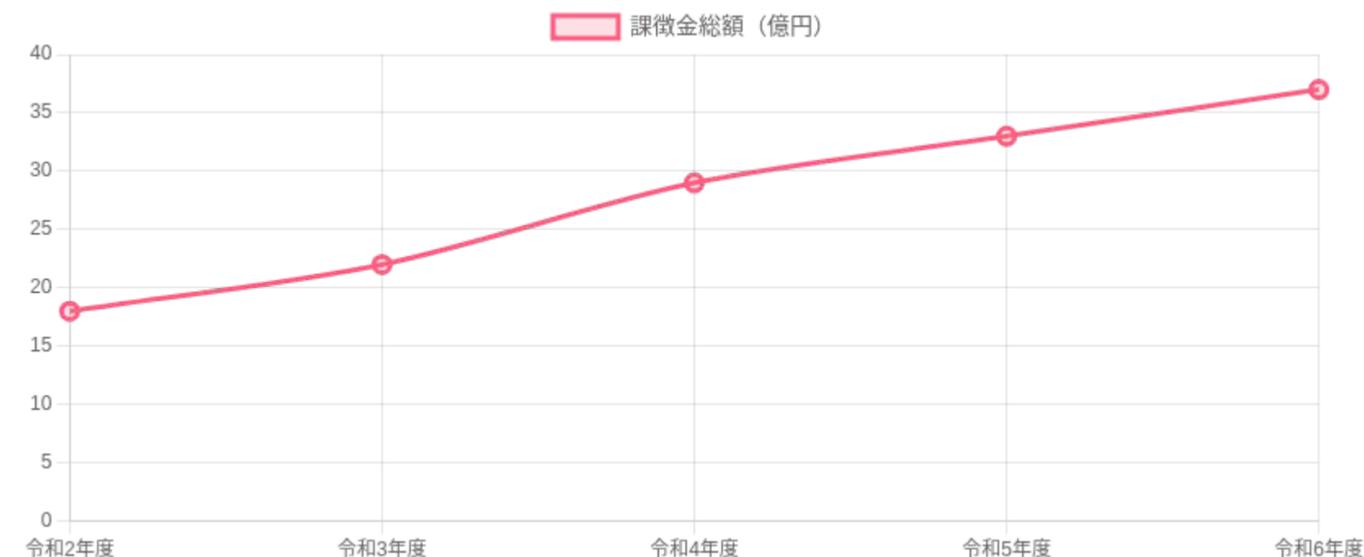
対象事業者数：延べ61名



課徴金額等の推移

延べ33名の事業者に対する課徴金納付命令

事業者あたり平均：1億1,230万円



申告件数の推移

年間申告受付：3,038件

措置結果通知：2,774件



読み取れる主要な傾向

- 大企業による違反の厳正処罰（損保大手やGoogleなど大規模案件の増加）
- デジタル分野への監視強化（プラットフォーム規制とアルゴリズム取引の監視）
- コスト上昇下での優越的地位濫用対策（価格転嫁の適正化への注力）
- 生活密着分野での摘発増加（医療・食品・農水産分野での違反事例）
- 多様な違反行為形態への対応（価格カルテルから取引妨害まで広範な監視）

独占禁止法の歴史的変遷 (1) 形成期から発展期 (1945年～1990年代) 戦後復興～バブル 経済期

1947年

独占禁止法制定

- GHQ主導による制定
- 米国反トラスト法を範に
- 経済民主化政策の一環
- 過度経済力集中排除法と同時に施行

1953年

第一次大改正

- 規制緩和の方向へ転換
- 不況カルテルの導入
- 合理化カルテル制度導入
- 企業集中規制の大幅緩和

1977年

課徴金制度導入

- カルテル規制の強化
- 不公正な取引方法の一般指定改正
- 執行体制の強化
- 初の強化改正

1980年代

独禁法運用の活性化

- 国際化に対応した運用開始
- 石油カルテル事件摘発
- 大型事件への積極的対応
- 日米構造問題協議による法運用強化

1990年代

バブル崩壊と規制改革

- 流通・取引慣行ガイドライン策定 (1991年)
- 大規模小売店舗法の運用緩和

購買活動への影響

法改正に応じて企業購買部門の取引慣行も変化。特に1980年代から優越的地位の濫用規制が購買活動に直接関連するようになり、取引先との関係見直しが進む

国際的調和の萌芽

1980年代後半から日米構造協議を契機に国際的整合性を意識した法運用が始まり、購買担当者の国際取引における意識改革が求められるようになった

購買視点のポイント

1947年の制定から1990年代までは、独占禁止法が「形式的遵守」から「実質的企業行動規範」へと変化した時代。特に1977年の課徴金導入は購買取引への影響が大きく、取引先との力関係に法的制約が加わる転換点となった。

独占禁止法の歴史的変遷 (2) 現代化と国際化 (1990年代後半～現在) グローバル化・デジタル経済期

1990年代

競争環境整備のための改正

- ▶ 適用除外制度の見直し
- ▶ 持株会社の解禁
- ▶ 課徴金算定率引き上げ (1.5%→6%)
- ▶ 法人への罰金強化

2005年

抜本改正

- ▶ 課徴金算定率引き上げ (6%→10%)
- ▶ 課徴金減免制度 (リニエンス) 導入
- ▶ 犯則調査権限の導入

2010年代

デジタル経済への対応

- ▶ 企業結合審査の運用強化 2011年
- ▶ 課徴金算定方式改正 2019年
- ▶ 確約手続制度の導入 2018年
- ▶ 国際協力枠組みの拡充

2019年

令和元年改正

- ▶ 課徴金制度の抜本の見直し
- ▶ 算定期間延長 (最大3年→10年)
- ▶ 調査協力度合いによる減算率導入
- ▶ 企業グループ単位の算定導入

2020年代

グローバル化と新たな課題

- ▶ デジタルプラットフォーム規制強化
- ▶ 国際協力の拡大・強化
- ▶ フリーランス・事業者間取引適正化法 制定 2023年
- ▶ デジタル市場競争本部との連携

グローバル購買環境への影響

2000年代以降、国際カルテル規制の強化により、グローバルサプライチェーンにおける購買活動にも法的整合性が求められるようになった。特に各国競争当局の協調的調査の増加で、**グローバル統一購買方針の重要性が高まる**

デジタル時代の購買リスク

オンライン調達プラットフォームの普及とアルゴリズム価格設定の発展により、購買活動における独禁法上の新たなリスクが発生。競争当局もデジタルツールを活用した**調査手法を強化**し、違反発見率が向上

購買視点のポイント

2005年以降の法改正では、特に**購買活動における優越的地位の濫用規制が強化**され、2019年改正では課徴金制度の見直しにより企業のリスク管理体制の再構築が求められるようになった。グローバル購買では**各国の規制に対応した社内体制整備**が不可欠になっている。

2019年（令和元年）独占禁止法改正 課徴金制度の新旧比較

1 算定期間の延長

改正前

違反行為終了日から遡って**最大3年**

- 効果：長期にわたる違反行為にも適切な課徴金賦課が可能に
- △ **購買部門への影響：過去の取引記録保存の重要性が増加**

改正後

調査開始日から遡って**最大10年**

2 算定基礎の拡大

改正前

法人格単位で算定

- 談合金も課徴金の対象に
- 密接関連業務（下請業務等）の売上も対象に
- 国際カルテルの国外売上も対象に

改正後

企業グループ単位で算定

3 業種別算定率の見直し

業種

製造業
卸売業
小売業

改正前

10%
2%
3%

改正後

業種区分撤廃
10%

- 早期離脱による軽減算定率は廃止
- 中小企業の軽減算定率適用は厳格化

4 リニエンシー制度の拡充

改正前

申請順に応じた定率減免

最大5社まで
1位: 100%減免
2位: 50%減免
3-5位: 30%減免

改正後

申請順+協力度による減免

申請社数制限なし
1位: 100%減免
2位以降: 基本減免率+調査協力度による加算

5 調査協力インセンティブ



協力的対応

調査開始前：最大40%減算
調査開始後：最大20%減算

- ✓ 事実解明への貢献
- ✓ 迅速な情報提供



妨害的対応

調査妨害に対する制裁強化

虚偽の説明・資料提出 証拠隠滅・改ざん

関係者への口止め

- ポイント：調査協力度合いに応じた減算率が導入され、早期申告・全面協力で減免率が増加

購買担当者が知っておくべきポイント

- ✓ 共同購買の場合でも競合他社との価格情報共有はカルテルに該当する可能性
- ✓ 取引記録は最低10年間保管することが安全
- ✓ 自主申告（リニエンシー）制度は購買カルテルにも適用される
- ✓ グループ会社間の情報共有も法的リスクの対象に



購買活動に関連する独禁法の主要規制 購買担当者が知っておくべき法的リスク

優越的地位の濫用

購入者が取引上の優位性を利用して供給者に不当な条件を強要する行為

- 買ったとき
- 発注内容の不当な変更
- 支払遅延・減額
- 返品 of 強要

購入カルテル

複数の購買者が共同して購入価格・数量等を取り決める行為

- 共同購入価格の設定
- 調達量の制限
- 供給者の割当て
- 取引条件の共同決定

共同ボイコット

複数の事業者が共同して特定の供給者との取引を拒絶する行為

- 特定供給者からの購入拒否
- 取引条件の共同強制
- 供給者排除の共謀

リベート・割引規制

差別的なリベート等による競争阻害行為

- 排他条件付リベートの要求
- 差別的な取引条件の設定
- 競合他社との取引阻害

拘束条件付取引

供給者の事業活動を不当に制限する取引条件の設定

- 排他的取引契約の強制
- 取引先制限
- 抱き合わせ購入の要求

下請法との関連

下請取引における独禁法の特別法

- 下請代金の支払遅延禁止
- 不当な給付内容の変更禁止
- 不当な経済上の利益提供要請

購買活動においては、サプライヤーとの力関係の非対称性から生じる優越的地位の濫用が最も注意すべき規制となる

優越的地位の濫用の判断要件 (1) 判断要件の概要と判断フロー



優越的地位の定義

「取引の一方が他方に対して、取引上の地位が優越していること」を利用して、「正常な商慣習に照らして不当に」不利益を与えること

— 独占禁止法第2条第9項第5号

判断における4つの要素

- 1 取引依存度の高さ（相手方との取引に依存している程度）
- 2 取引先変更の困難性（代替取引先を見つける難しさ）
- 3 市場における地位（取引上の重要性・影響力）
- 4 不利益の受忍状況（取引継続のための不利益受容）

優越的地位の判断ステップ

1 取引依存度の確認

高い（一定程度以上）

低い（わずかである）

↓ 次のステップへ

↓ 他の要素も確認

取引依存度は具体的事案ごとに判断される（明確な数値基準なし）

2 取引先変更の容易性

困難

容易

↓ 優越的地位の可能性大

↓ 他の要素も確認

3 総合的判断

- 市場における地位・規模
- 継続的取引関係の存在

- サプライチェーンでの重要性
- 取引先の事業継続への影響

優越的地位あり

優越的地位なし

取引条件の慎重な設計が必要

通常の取引関係として対応

購買担当者の実務ポイント

- 相対的な事業規模の差だけでなく、取引関係の実態が重要な判断基準
- 取引条件の書面化と明確な合意によりリスク低減が可能
- 特定取引先への過度の依存を作らないサプライヤー戦略を検討

優越的地位の濫用の判断要件 (2) 判例から見る実務ポイントと具体的基準

子供・ベビー用品の小売業者 (2015年)

改正独禁法施行後初の優越的地位濫用摘発事例

- 1 納入業者に対する一方的な値引き要求・返品強制
- 2 重要判断基準: 取引依存度が低くても継続的取引関係により優越性認定

食品, 日用雑貨品, 衣料品等の小売業者 (2021年)

小売業者による初の課徴金納付命令事例

- 1 新規開店時の納入業者への従業員派遣要請
- 2 新規開店時の金銭負担要請
- 3 重要判断基準: 継続的な取引関係における優越性の判断が重要

ディスカウントストア (2020年)

ディスカウントストア経営会社への課徴金納付命令事例

- 1 納入業者に対する従業員等の派遣要請
- 2 新規開店セールにおける低価格販売のための売価減額
- 3 重要判断基準: 取引先変更可能性と取引依存度を総合的に判断

🌿 判例から見る購買担当者のための実務指針

— 相対的な事業規模の差のみでは優越的地位と判断されない
取引依存度や継続的関係性が重視される

— 取引先変更の難易度が重要な判断基準
代替取引先の有無、切替コストが考慮される

— 事前の明確な合意と書面化が重要
事後的・一方的な条件変更は高リスク

購買担当者が注意すべき独禁法違反行為 日常の購買活動で起こりうるリスク行為

典型的な違反行為と警告サイン

⚠ 買ったたき

通常の市場価格より著しく低い価格での納入を強要

⚠ 警告サイン: 一方的な値下げ要請、原価を無視した値引き要求

⚠ 不当返品

正当な理由なく受領した商品を返品する行為

⚠ 警告サイン: 販売不振を理由とした返品、契約にない返品要求

⚠ 不当な経済上の利益提供要請

協賛金や作業負担など不当な負担を要求

⚠ 警告サイン: 合理的根拠のない協賛金、社員の派遣要請

購買側の共同行為に関する注意点

共同調達

共同購買

競争制限

購買担当者が競合他社と共同で調達・購入を行う場合、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には独禁法違反となる可能性がある

公正取引委員会は共同購買について、参加企業の市場シェア、対象商品の性質、調達規模等を考慮して個別に判断するとの見解を示している

制裁: 共同購買が購入カルテルと判断された場合、排除措置命令や課徴金納付命令の対象となる

重要ポイント: 共同購買であっても競合他社との価格情報の共有や購入数量の調整は独禁法違反のリスクが高い

購買担当者のチェックポイント

✓ 取引条件の一方的な変更は行っていないか

✓ 支払条件は契約通り順守されているか

✓ 競合他社との情報交換・協調行為はないか

✓ サプライヤーに対する不当な要求はないか

購買観点でリスクとなる独禁法違反事件事例 (1) 主要事例から見る優越的地位濫用



2015年

日本

子供・ベビー用品の小売業者

排除措置命令・課徴金納付命令

処分日：平成23年12月13日、審決日：平成27年6月4日

概要

特定納入業者117社に対して、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、返品強制（63社）および減額行為（80社）を行った

違反ポイント

- 納入業者の責めに帰すべき事由がない場合の返品および減額
- 受け入れた商品を一方的に返品・代金減額
- 取引依存度が低くても継続的取引関係により優越性認定

判断基準の重視点

取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する行為

処分結果

排除措置命令および課徴金納付命令（2億2218万円）

購買担当者の教訓

△ 一度合意した売買契約を反故にする行為は違法

△ 売れ残りリスクを転嫁する行為は違法性が高い



2020年

日本

ディスカウントストア

高額課徴金事例

処分日：平成26年6月5日、審決日：令和2年3月25日

概要

①新規開店等の際の従業員等派遣要請（78社）、②閉店セールでの協賛金提供要請（66社）、③火災滅失毀損商品の金銭提供要請（48社）

違反ポイント

- 買取取引において納入業者は商品引渡しで義務履行完了
- 店舗開設・セールは本来買主が行うべき作業
- 派遣費用・協賛金は納入業者にとって合理性なし

判断基準の重視点

継続的取引関係の重要性と取引依存度を総合的に判断

処分結果

排除措置命令および課徴金納付命令（11億9221万円）

購買担当者の教訓

△ 派遣費用負担の事前合意・書面化が重要

△ 自社の都合による費用転嫁は違法

違反行為タイプ別の特徴



優越的地位濫用：取引上の地位を利用し、取引の相手方の自由かつ自主的な判断を阻害する行為

購買観点でリスクとなる独禁法違反事件事例 (2) 判例分析と実務指針

2021年

2021年

日本

食品, 日用雑貨品, 衣料品等の小売業者 課徴金納付命令事例

処分日: 平成23年6月22日、審決日: 令和3年1月27日

事件概要

納入業者（特定納入業者）に対して優越的地位を濫用し、従業員派遣要請、金銭提供要請、返品、減額、クリスマス商品の購入要請などを行った事例

違反行為の内容

- 従業員派遣要請: 新規開店等に際し従業員等を派遣させる
- 金銭提供要請: 新規開店や催事実施時に金銭を提供させる
- 不当返品: 販売期限経過商品の返品
- 減額: 季節商品や改装に伴う割引販売商品の対価減額
- 購入強制: クリスマス商品等の購入強制

処分結果

排除措置命令および課徴金納付命令（1億7,800万円） **最終的に審決で取り消し**

事例の意義

優越的地位の濫用に対して課徴金納付命令が適用された小売業者の代表的事例。最終的に理由記載の不備等の手続的瑕疵により取り消しとなった。

購買担当者のための実務指針

継続的な取引関係の有無が重要な判断基準

取引依存度が低くても、継続的な取引関係があれば優越的地位と認定される可能性があります。一時的な取引よりも継続的取引の方が優越性が認められやすい傾向にあります。

子供・ベビー用品の小売業者や食品, 日用雑貨品, 衣料品等の小売業者の事件では、取引依存度よりも継続的取引関係が重視された

取引規模や数量の大小よりも相対的な関係性

優越的地位の判断は相対的なものであり、絶対的な企業規模や取引金額だけで決まるわけではありません。取引関係の実態や取引先変更可能性などを総合的に考慮します。

取引量が少なくても、取引先変更が困難であれば優越性が認められる

事前の明確な合意と書面化が重要

購買取引においては、取引条件を明確にし、書面で合意を取り交わすことが重要です。一方的な条件変更や曖昧な合意は優越的地位の濫用と判断される可能性があります。

⚠ 取引条件の書面化と相手方の自主的な同意の確保が最重要

独禁法違反の法的リスク 購買活動における法的制裁の種類と影響

課徴金 行政上の金銭的制裁

- 算定方法：対象商品・役務の売上高 × 算定率（最大10%）
- 算定期間：最大10年間（2019年改正後）

⚠️ 加算・減算要素：主導的役割（+50%）、早期協力（最大30%減額）

排除措置命令 違反行為の差止・防止措置

- 違反行為の停止命令
- 違反事実の公表義務
- 再発防止のための社内体制整備命令
- 定期報告義務

排除措置命令の影響 間接的影響

- 企業イメージの低下・顧客からの信頼喪失
- 株価への影響・内部統制体制の見直し

刑事罰 個人・法人に対する制裁

- 個人：5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 法人：5億円以下の罰金

刑事告発の特徴 選択的告発

- 行為が悪質で社会的影響が大きい事案
- 繰り返し違反など悪質性が高い事案

民事的救済 取引先・消費者による請求

- 損害賠償請求：民法709条（不法行為）、独禁法25条
- 🖐️ 差止請求：独禁法24条（私人による差止請求）
- 集団訴訟リスク：特に国際カルテルにおいて増大

訴訟の特徴 増加傾向

- 課徴金とは別に発生する追加負担
- 国際案件では米国・EU等でも並行して訴訟リスク

独禁法違反の経営的リスク 法的制裁を超えた企業経営への広範な影響

★ レピュテーションリスク

長期的影響

- 企業ブランド価値の毀損
- メディア報道による悪評拡散
- SNSでの批判拡散・消費者の不信感増大

👤 役員責任

個人リスク

- 株主代表訴訟リスク（損害賠償責任）
- 報酬返上・辞任要求の発生
- 監督責任・内部統制不備の追及

📈 株価への影響

即時的影響

- ↓ 報道後の株価への悪影響
- ↓ 課徴金規模に応じた時価総額の減少
- ↓ 機関投資家からの売却・ESG投資対象からの除外

🤝 取引先との関係

業務影響

- 公共入札資格停止（一定期間）
- 取引先からの契約見直し・解除要求
- 取引先の調達方針でのコンプライアンス審査強化

🌐 国際的影響

グローバルリスク

- 外国当局からの審査厳格化
- 海外M&A・事業提携での障害発生
- グローバル人材の採用・定着率低下

購買活動における独禁法コンプライアンスのポイント (1) 社内体制の構築と日常業務のチェックポイント

01 コンプライアンス体制の構築

方針策定

- 明確なガイドライン
 - 行動指針の明確化
 - 禁止事項のリスト化

体制整備

- 責任体制と購買マニュアル
 - 責任者と窓口設置
 - 部門別ガイドライン
 - NG行為の明示

教育・研修

- 定期研修
 - 事例型研修
 - 最新判例共有
 - 役職別研修

モニタリング

- PDCAサイクル
 - 定期更新
 - 四半期チェック
 - 法務部連携

問題発生対応

- リスク発見時
 - 報告フロー
 - 初動対応
 - 専門家相談

02 日常業務のチェックポイント

取引記録の保存

- 価格交渉の全プロセスと決定理由を文書化・5年間保存
- メール保存
 - 議事録作成
 - 決裁記録

取引条件の明確化

- 曖昧な条件を避け、契約書での合意事項を明文化
- 契約書確認
 - 相互合意
 - 検証可能性

競合他社との接触管理

- 業界団体会合等での情報交換に関する厳格なルール
- 事前申請
 - 議題確認
 - 報告義務

全社的な連携体制

- 疑わしい状況の早期報告と適切な初動対応
- 報告ルート
 - 証拠保全
 - 外部相談

購買活動における独禁法コンプライアンスのポイント (2) 実践的なコンプライアンス活動と対応プロセス

03 定期的な研修実施と効果測定

研修プログラム設計のポイント

✓ 効果的な手法

- ✓ 実際の事例を用いたケーススタディ
- ✓ ロールプレイングによる体験学習
- ✓ 部門別カスタマイズコンテンツ

✗ 避けるべき手法

- ✗ 一方的な法律条文の解説のみ
- ✗ 全部門同一内容の一括研修
- ✗ 形式的な実施と効果測定の欠如

効果測定と継続的改善

- 📊 研修後のテストでの理解度評価（80%以上を目標）
- 📅 3か月後のフォローアップ調査による定着度確認
- 🔄 参加者からのフィードバックを次回研修に反映

継続的なモニタリングと改善

🔍 モニタリング手法

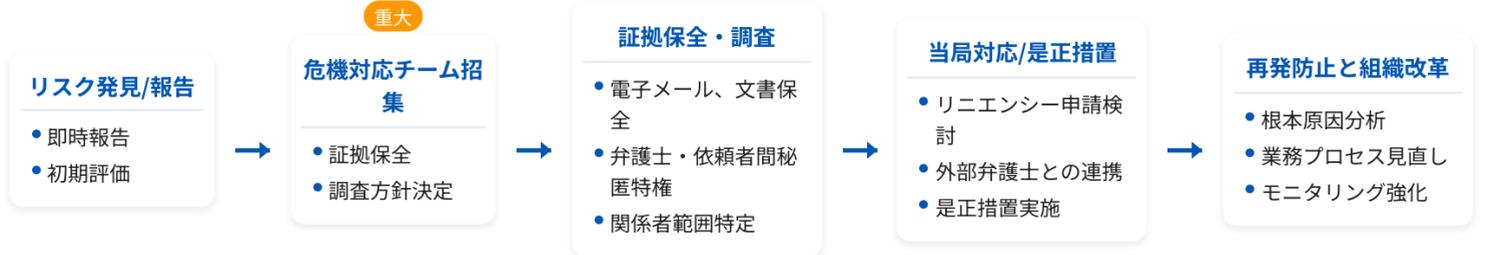
四半期ごとの内部監査、定期的なサンプルチェック、AI活用の異常検知システム

💡 ベストプラクティスの共有

成功事例のナレッジベース化、定期的なケーススタディ配信、部門横断ワークショップ実施

実効性のあるコンプライアンスの鍵：独禁法コンプライアンスは形式的な体制整備ではなく、日常業務への浸透と継続的な改善が重要。特に購買活動では、取引先との適切な関係構築と文書化の習慣が違反予防の基盤となる。

04 リスク発見時の対応プロセス



初動対応の重要性：リスク発見から24時間以内の対応が調査結果を左右する

違法性の検討

🔍 事実関係の把握

関連する証拠資料の収集と整理、関係者へのヒアリングの実施

👥 対応方針決定

自主申告・リニエンシーの検討と対応方針の決定

当局対応の準備

📄 リニエンシー申請検討

減免申請の可能性評価、早期申請による最大限の減免効果

👥 外部弁護士との連携

専門家による法的アドバイス、戦略的対応の検討

再発防止策実施

- ✓ 業務プロセスの見直しと改善
- ✓ モニタリング体制の強化
- ✓ コンプライアンス意識の組織文化への浸透

根本原因分析に基づく実効性のある改善策の実施が重要

独占禁止法の将来展望 変化シナリオと購買領域への影響

📺 デジタル経済対応シナリオ

実現可能性 非常に高い

オンラインプラットフォームやAI活用に対する規制強化

📌 購買領域への影響

- › デジタル購買プラットフォームの公平性・透明性に関する新規制の導入
- › アルゴリズム・AI調達ツールの価格設定監視と説明責任の要求
- › 競合他社との自動化システムを通じた間接的情報共有への規制

🌐 グローバル法調和シナリオ

実現可能性 中程度

国際的執行協力と競争法のグローバルスタンダード化

📌 購買領域への影響

- › グローバルサプライチェーン全体での優越的地位濫用監視の強化
- › 複数国における同時調査・執行リスクの増大
- › 国際調達における共通コンプライアンス基準の必要性

🛡️ 経済安全保障シナリオ

実現可能性 高い

安全保障の観点からの例外規定拡大とサプライチェーン規制

📌 購買領域への影響

- › 重要技術・資源調達での国家安全保障例外の適用拡大
- › 特定国・地域からの調達制限と代替調達先開拓の必要性
- › 産業政策目的での共同購入カルテルの条件付容認

🌱 サステナビリティシナリオ

実現可能性 高い

環境・社会的目標達成のための競争法適用の柔軟化

📌 購買領域への影響

- › サステナビリティ目的の共同調達・情報共有の適用除外拡大
- › サプライチェーン全体での環境・人権デューデリジェンス義務の強化
- › 持続可能な調達基準設定のための業界協力の容認

📄 データ共有・協業シナリオ

実現可能性 中～高

企業間データ共有と協業に関する新たな競争法の枠組み整備

📌 購買領域への影響

- › 機械学習モデル用の購買データ共有への法的安全地帯の創設
- › 調達データの共有・集約に関する新たなガイドライン策定
- › クラウド調達システムのデータ分離・アクセス制限要件の厳格化
- › 共同調達プラットフォームでの競争法リスク明確化

戦略的対応のポイント：複数シナリオを想定した柔軟なコンプライアンス体制の構築と、規制動向の継続的モニタリングが不可欠

世界各国の独占禁止法比較 (1) 米国・EUの競争法制と特色

🏛️ 米国 - 反トラスト法

1890年～

- 🚩 **根拠法:** シャーマン法、クレイトン法、FTC法
- 🏛️ **執行機関:** 司法省反トラスト局(DOJ)、連邦取引委員会(FTC)
- ⚠️ **主な規制:** カルテル・共謀は**当然違法(Per Se)**、企業結合は経済分析重視
- 💰 **制裁:** **三倍賠償制度**、高額罰金、刑事罰（実刑可能）

米国独自のアプローチ

私人による訴訟活発

損害賠償請求訴訟が競争法執行の大きな部分を占める

刑事罰の積極的適用

カルテル参加者に対する実刑判決も多数

三倍賠償による抑止

実損害の3倍の賠償金支払いの可能性

同意判決による解決

行政処分が多くは和解（同意判決）で終結

🏛️ EU - 競争法

1957年～

- 🚩 **根拠法:** EU機能条約101条・102条、合併規則
- 🏛️ **執行機関:** 欧州委員会競争総局(DG COMP)、各国競争当局
- ⚠️ **主な規制:** **市場支配的地位の濫用規制が強力**、域内市場統合重視
- € **制裁:** **世界売上高最大10%の制裁金**、刑事罰なし

EUの独自アプローチ

巨額制裁金

世界売上高の10%に達する高額制裁金

デジタル規制先進

プラットフォーム規制でグローバル標準化

集団訴訟制度

消費者団体による代表訴訟の制度化

域内市場統合

加盟国間の競争障壁排除に重点

比較項目	米国	EU
購買カルテル規制	厳格規制・刑事罰 個人に対する禁固刑も	厳格規制・高額制裁金 刑事罰なし
共同購買の許容範囲	効率性で適用除外 コスト削減・革新促進が証明できれば許容	一部ガイドライン化 共同市場力が20%以下なら原則許容
優越的地位濫用規制	規制弱い シャーマン法2条で限定的に規制	搾取的濫用として規制 102条で相対的市場力規制も
域外適用の積極性	非常に積極的 効果理論に基づく広範な管轄権	積極的 実装理論に基づく適用
企業結合審査基準	SLC基準 実質的競争制限テスト	SIEC基準 効果的競争の著しい阻害テスト

米国・EU競争法の共通点と購買実務上の重要示唆

🚫 **購買カルテルへの厳格姿勢**
価格や数量に関する競合他社との情報交換も規制対象

🌐 **競争当局間の協力強化**
越境カルテル・合併審査で情報共有・共同調査

⚠️ **域外適用リスク**
自国内の合法行為も他国法の域外適用でリスク発生

👤 **リエンシー制度活用**
自主申告による制裁減免制度は両法域で有効

世界各国の独占禁止法比較 (2) 日本・中国の競争法制と特色

🌟 日本 - 独占禁止法

1947年～

- 📌 **根拠法:** 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請法
- 🏛️ **執行機関:** 公正取引委員会（独立行政委員会）
- ⚠️ **主な規制:** 私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法
- 💰 **制裁:** 課徴金納付命令、排除措置命令、刑事罰（実刑は稀）

日本独自のアプローチ

優越的地位濫用規制

市場支配力がなくても相対的優位性で規制

下請法での特別規制

中小企業取引保護のための特別法で規制

確約手続制度

2019年導入の自主的是正による解決制度

行為類型別規制

具体的な不公正な取引方法を列挙した規制

★ 中国 - 反壟断法

2008年～

- 📌 **根拠法:** 反壟断法（反独占法）
- 🏛️ **執行機関:** 国家市場監督管理総局（反壟断局）
- ⚠️ **主な規制:** 独占協議、市場支配的地位の濫用、集中（企業結合）
- 💰 **制裁:** 前年度売上高の1～10%の制裁金、違法所得没収

中国独自のアプローチ

産業政策との連動

経済発展計画と連携した法執行

積極的域外適用

海外企業結合にも積極的審査・介入

プラットフォーム規制

デジタルプラットフォーム向け特別規制

データ・アルゴリズム規制

データ集中やアルゴリズム共謀の規制

比較項目	日本	中国
購買カルテル規制	不当な取引制限として規制 行政制裁中心	独占協議として規制 制裁金処分が中心
優越的地位濫用規制	非常に強力 市場支配力不要、相対的優位性で規制	市場支配的地位の濫用として規制 原則として市場支配力必要
垂直的制限規制	不公正な取引方法として規制 再販売価格維持行為等	垂直的独占協議として規制 最低価格維持等
中小企業保護	下請法で手厚い保護 資本金規模で適用、書面義務等	行政指導で対応 特別法はないが政策的配慮
リニエンシー制度	課徴金減免制度 最大5社まで減免可能	制裁金減免制度 裁量的要素が強い

グローバル購買活動における実務ポイント

🌐 **規制の国際的収斂と多様性**
世界の競争法は共通化しつつも国ごとの特色への配慮が必要

🛡️ **最も厳格な基準への対応**
グローバル企業は最も厳しい法域の基準に合わせた統一方針が安全

⚠️ **国別リスク管理の差別化**
日本では下請法・優越的地位濫用、中国では政府関与に特に注意

✅ **コンプライアンスプログラムの重要性**
各国別の競争法リスクに対応したガイドラインと研修の実施

⚖️ まとめ

近年は形式面だけでなく、**実態面で社会的公正・公平が重視される**世の中になってきています。そんな社会の実情に則って自社の利益を守るという意味で、**リスクを理解し**、目先の誘惑に負けず、**不公正な競争をしない**。そして、**させない環境をつくっていく**ことは私達自身の将来の利益を守ることと繋がるのではないのでしょうか。



リスク理解

法的制裁だけでなく、経営的・社会的影響を正しく把握する



公正な競争

目先の利益よりも長期的な信頼関係と持続的成長を重視する

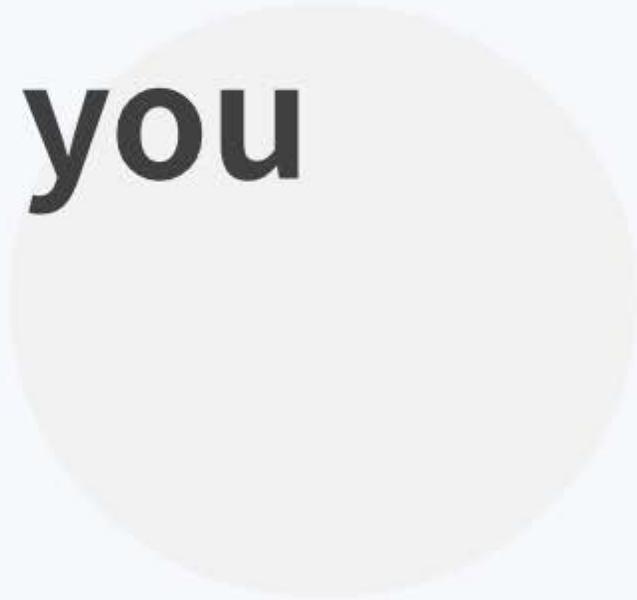


健全な環境づくり

社内体制の構築と実践的なコンプライアンス活動の継続

参考文献





Thank you